

## 仙台農業協同組合 内部統制システム基本方針

(制定 平成 30 年 10 月 1 日)

仙台農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）および当組合の基本理念「奉仕 信頼 安全、安心」に基づき、事業や活動を通じて農業の振興をはかるとともに、地域社会の発展に貢献します。

その前提として、「業務の有効性および効率性」「財務報告の信頼性」「事業活動に関わる法令等の遵守」「資産の保全」の4つの目的を達成し、より健全性の高い経営を確保するため、以下のとおり「内部統制システム基本方針」を策定し、適切な内部統制の構築とその実効性の確保に努めます。

### 1. 理事および職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス（法令等遵守）を当組合の重要課題と位置づけ、コンプライアンスにかかる当組合の考え方を示した「コンプライアンス基本方針」、役職員が職務を遂行するための具体的な行動を示した「役職員の行動規範、行為基準」、および役職員が遵守すべき法令等の解説、違法行為を発見した場合の対処方法等を具体的に示した手引書である「コンプライアンス・マニュアル」を役職員に周知します。さらに、コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画を記した「コンプライアンス・プログラム」を毎年度策定し、役職員のコンプライアンス意識向上を図ります。
- (2) コンプライアンス確保の体制として、コンプライアンスに関する問題を一元的に管理・統括する部署を管理部リスク対策課とし、コンプライアンス態勢全般の検討・審議を行う機関としてコンプライアンス委員会を設置・運営します。重大な法令違反、その他法令および組合諸規程違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告し、コンプライアンス委員会、理事会等において協議・検討のうえ速やかに是正します。
- (3) 内部監査部署は法令等遵守態勢の有効性と適切性について検証・評価し、その結果について理事会および監事に報告するとともに、改善の指示を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じます。
- (4) 反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力への対応に関する基本方針」を役職員に周知し、毅然とした態度で臨み、一切の関係をもちません。
- (5) 組合の業務に関する倫理や法令等に違反、または抵触する可能性のある事項について、役職員が所属部署の上司を介さず、直接コンプライアンス統括部署の管理者や担当役員に報告・相談等を行うことのできる「特別報告制度（ダイレクトライン）」および直接顧問弁護士に報告・相談等ができる「ヘルプライン」の内部通報制度を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努めます。

- (6) 財務報告の信頼性を確保するために内部統制システムを運用し、監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行うことで、財務にかかる業務の仕組みを整備・構築し、必要に応じ業務の改善に取り組みます。

## 2. 理事の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

- (1) 理事会議事録やその他の重要文書は、「総代会等議事録閲覧規程」並びに「文書規程」および「文書取扱要領」に基づき、所管部署等が責任を持って管理します。

また、理事の職務の執行にかかる文書については、関連資料とともに保存、管理するものとし、必要に応じた期間は閲覧可能な状態を維持します。

- (2) 理事の職務の執行にかかる個人情報の取り扱いについては、「個人情報取扱規程」に従い、適切かつ安全に保存、管理します。

## 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、リスクの特性に応じた認識すべきリスクや管理体制・仕組み等、基本的な体系を整備し、リスク管理態勢の充実・強化を行います。

また、余裕金運用等にかかるリスクについて、管理手続を制定し、リスクおよび資産・負債の全体にかかる金利リスク管理の基本的な考え方、体制および具体的な手順を定め、健全性維持や安定収益確保のため、適切にリスク管理を行い、重要な運用方針、リスク管理方針は、ALM委員会において協議し、その結論を踏まえ理事会で決定します。

- (2) 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、事前ないし事後に定性・定量それぞれの面から適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行います。

## 4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 「職制規程」ほか決裁権限に関する規程に基づき、組織体制と各組織の職務分掌・役割・権限・責任を明らかにして、効率的かつ適切な業務執行を行い、理事会は、「理事会運営規則」「部門別委員会運営規則」に基づき、理事の職務の遂行が効率的に行われるように業務執行・運営に関する、財務報告や内部統制等の重要事項を審議決定します。

- (2) 理事会は、経営に関する意図や方向性を示した「基本方針」を定め、また、中期経営計画ならびに年度事業計画を策定し、戦略的かつ効率的な事業の進捗管理を図ります。

## 5. 組合およびその子会社等における業務の適正を確保するための体制

- (1) 各業務における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢を整備し、適正かつ効率的に業務を執行します。

- (2) 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進します。
- (3) 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令およびその他事項の遵守、その他運用事項を監督します。

## **6. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制**

- (1) 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行います。
- (2) 適時・適切に財務報告を作成するため、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努めます。
- (3) 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努めます。
- (4) 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載します。

## **7. 監事監査の実効性を確保するための体制**

- (1) 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するため、その職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合等、「監事監査規程」に基づき、理事と協議のうえ監査の補助に当たさせます。
- (2) 監事が効率的・効果的かつ実効性のある監査を遂行できるよう、監事監査規程策定やその運用について連携・協力するほか、理事や内部監査部門との緊密な連携、必要に応じて能動的に会計監査人等の外部専門家との連携を保ち、情報交換を行い、効率的で有効な監査が実施されるよう支援します。
- (3) 監事は、業務執行に関する重要な書類を閲覧し、必要に応じて理事および職員に説明を求めます。
- (4) 理事および職員は法令等の違反行為、当組合に著しい損害を及ぼす恐れのある事実等を発見した場合には、監事に報告します。

以上